

一般財団法人 西宮市都市整備公社

○公共駐車場管理運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は一般財団法人西宮市都市整備公社自動車駐車場の設置ならびに管理に関する規程(以下「規程」という。)第2条第1号の規定により、その管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称、位置及び区画数)

第1条の2 公共駐車場の名称、位置及び区画数は別表第1のとおりとする。

(管理者)

第1条の3 公共駐車場の管理者については、以下のとおりとする。

所在地 兵庫県西宮市西宮浜1丁目31番地

名称 一般財団法人西宮市都市整備公社

代表者 理事長 岩崎 敏雄

電話 0798-32-8855(代表)

(供用時間)

第2条 一般財団法人西宮市都市整備公社が設置する公共駐車場(以下「公共駐車場」という。)の供用時間は、0時から24時までとする。

(料金の額)

第3条 駐車料金の額は別表第2のとおりとする。

(業務を行わない日)

第4条 削除

(駐車できる自動車)

第5条 公共駐車場に駐車できる自動車は積載物を含め長さ5メートル、幅2メートルおよび高さ2.5メートル以下の道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する普通自動車とする。
ただし、理事長は必要があると認めるときは、その他の自動車を駐車させることができる。

(駐車券紛失等の措置)

第6条 駐車券の紛失または汚損等により出庫することができないときは各駐車場につき別表第2の上限駐車料金を徴収する。

ただし、紛失等した駐車券及び上限金額を支払ったことが確認できる領収書の提出があった場合は、支払った上限金額と本来支払うべき金額との差額を還付する。

(時間外残留車の措置)

第7条 削除

(駐車料金の免除)

第8条 規程第6条第3号の規定による駐車料金を免除することができる自動車は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 駐車場の管理業務にかかる自動車
- (2) 市の事務事業に関する自動車で、理事長が駐車の利用状況、収容能力、その他の状況等を勘案して特に必要と認めた自動車
- (3) 国、他の公共団体の自動車
- (4) 公務出席者の自動車
- (5) 市主催事業の招待者の自動車
- (6) 市会等への陳情、請願者で事務局等の判断した自動車

(定期駐車券等の発行)

第9条 理事長は必要と認めた場合は、定期駐車券、回数券等を発行することができる。

- 2 理事長は不正に使用された定期駐車券等については無効とし、その後の当該不正使用した者に対する定期駐車券等の発行を停止することができる。

(駐車場使用の一時停止)

第10条 理事長は公共駐車場敷地を市または理事長が認めた公共的団体の事務事業等に供するため、必要があると認めたときは時間を限って駐車場以外の目的に供することができる。

付 則

この要綱は、昭和62年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和63年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成2年12月26日から施行する。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成4年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成4年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成4年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成4年11月16日から施行する。

付 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成5年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成6年8月20日から施行する。

付 則

この要綱は、平成6年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成7年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成7年10月2日から施行する。

付 則

この要綱は、平成8年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成8年10月14日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 10 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 12 年 2 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 12 年 11 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 20 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 23 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 13 年 5 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 13 年 9 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 13 年 11 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 14 年 12 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 20 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 21 年 3 月 9 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 2 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 1 月 6 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年 12 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 5 年 6 月 9 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 1 条の 2 関係）

名 称	位 置	区 画 数
西宮浜産業交流会館駐車場	西宮市西宮浜 1 丁目 31 番	93
甲子園浜海浜公園駐車場	西宮市甲子園浜 1 丁目 2 番 1	205
今津浜公園駐車場	西宮市甲子園浜 3 丁目 1 番	93

別表第 2（第 3 条、第 6 条関係）

区 分	駐 車 料 金	備 考
西宮浜産業交流会館駐車場	当初 1 時間 100 円、1 時間を超えたときは、30 分まで毎に 100 円を加算する。 ただし、24 時間につき 1,000 円を限度とする。	

甲子園浜海浜公園駐車場	当初1時間 100 円、1 時間を超えたときは、 30 分まで毎に 100 円を加算する。 ただし、1 日につき 700 円を限度とする。	
今津浜公園駐車場	当初1時間 100 円、1 時間を超えたときは、 30 分まで毎に 100 円を加算する。 ただし、1 日につき 700 円を限度とする。	